

我孫子市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、臨時的な給付措置として実施する我孫子市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 我孫子市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱（令和4年告示第167号。以下「令和4年度給付金実施要綱」という。）第2条第1項に規定する支給対象者であって、令和4年度給付金実施要綱の規定による我孫子市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金（以下「令和4年度給付金」という。）の支給を受けたもの及び令和4年度給付金実施要綱第4条第2項の規定により受給の拒否を届け出た者（以下「令和4年度給付金支給対象者」という。）
- (2) 第6条第1項の規定による申請をする日において本市に居住し、対象児童（第3条第1項第2号に規定する対象児童をいう。以下同じ。）を養育し、及び食費等の物価高騰の影響を受け、家計が急変した者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであって、市長が前号に掲げる者に準ずる者であると認めるもの（前号に掲げる者を除く。）
 - ア 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割が課されていない者（未申告の者を除く。）又は市町村（特別区を含む。）の条例に定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者であること。
 - イ 1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の

1 か月の収入に 1.2 を乗じて得た額をいう。) 又は 1 年間の所得見込額 (当該収入見込額から 1 年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。) が市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、令和 4 年度給付金支給対象者が、第 4 条第 4 項の規定による給付金の支給を受けるまでに死亡したときは、給付金は、当該令和 4 年度給付金支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として市長が適当と認める者に対して支給する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、給付金を支給しない。

(1) 児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号) 第 4 条第 1 項第 4 号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

(給付金の支給額等)

第 3 条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者 1 人につき、50,000 円とする。

(1) 支給対象者が受給した令和 4 年度給付金の算定の基礎となった児童

(2) 支給対象者が養育する対象児童 (平成 17 年 4 月 2 日 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (昭和 50 年政令第 207 号) 別表第 3 に定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号) による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。) の支給額の算定の基礎となっている者) であつては、平成 15 年 4 月 2 日) から令和 6 年 2 月 29 日までの間に出生した児童 (日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 33 号) 第 1 条に定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。) をいい、前号に掲げる者を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童を算定の基礎とする給付金 (既に支給の決定がされているものを除く。) の支給額は、0 円とする。

- (1) 既に支給の決定がされている給付金又は我孫子市ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱（令和5年告示第130号）に基づく我孫子市ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金の算定の基礎とされた児童であるとき。
- (2) 既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から支給を受けている給付金に相当するものの算定の基礎とされた児童であるとき。

（申請不要の支給の方式）

第4条 市長は、令和4年度給付金支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 市長は、令和4年度給付金支給対象者が次に掲げる要件のいずれかに該当したときは、前項の規定による給付金の支給の申込みと同時に又は時を異にして、令和4年度給付金支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

(1) 令和5年4月から令和6年3月までのいずれかの月の分の児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する給付を含む。）について、同法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けたとき。

(2) 令和5年4月から令和6年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けたとき。

3 前2項の規定による申込みを受けた者は、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

4 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに給付金の支給を決定し、令和4年度給付金支給対象者に対し、給付金を支給する。

5 令和4年度給付金支給対象者に対する給付金の支給は、第1号又は第2号に掲げる方式により行う。ただし、令和4年度給付金支給対象者が金融機関

に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第3号に掲げる方式により行う。

(1) 令和4年度給付金支給口座振込方式 令和4年度給付金の振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前項の規定による給付金の支給決定までに、令和4年度給付金支給対象者が市長に指定口座を届け出た場合に、市長が当該指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 本市の窓口において現金で支給する方式

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第5条 申請による給付金の支給に係る申請の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請の期限は、令和6年2月29日までとする。ただし、市長が別に定める場合にあっては、同年3月15日までとする。

(申請による支給の方式)

第6条 申請により給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、別に定める我孫子市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、申請者の同意を得て本市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

(1) 本人であることを確認できる公的身分証明書の写し等

(2) 対象児童を養育する者であることを証する書類

(3) 別に定める収入(所得)見込額の申立書

(4) 給与明細書、公的年金証書等の写し等の収入を明らかにする書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

3 前項の規定により支給の決定を受けた者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に

掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第2号に掲げる方式により行う。

(1) 指定口座振込方式 申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口交付方式 本市の窓口において現金で支給する方式
(代理による申請)

第7条 前条第1項の規定による申請は、申請者が指定した者その他市長が適当と認める者に限り、代理により行うことができる。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 支給対象者から第5条第2項に規定する申請期限までに第6条第1項の規定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第4項の規定による給付金の支給決定（以下この項において単に「支給決定」という。）を行った後、本市が把握する令和4年度給付金の振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更の届出を行っている場合にあっては、当該届出により変更した後の指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、当該指定口座への振込みが、口座の解約、変更等の事由により令和6年3月31日までに完了できない場合は、当該支給決定の基となった贈与契約は解除され、当該支給決定は効力を失うものとする。

3 市長が第6条第2項の規定による給付金の支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうちその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに給付金の支給が完了できない場合は、当該支給の申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 給付金の支給を受けた者が給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件を満たさないことが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたときは、市長は、当該給付金の支給を受けた者に対し、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第 10 条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、給付金の支給を受けた者に係る第 9 条に規定する給付金の返還については、同日後もなおその効力を有する。